

措置状況総括表

平成29年5月31日公表分

平成26年度監査テーマ:徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み14, 検討中3, 未措置0) 意見40(うち措置済み28, 検討中12, 未措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘			意 見		
		措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
病院局		13	10	3	26	19	7
総務課		3	3		5	1	4
経営改革課		10	7	3	21	18	3
中央病院		8	5	3	13	6	7
薬剤局					1		1
事務局		8	5	3	12	6	6
三好病院		3	3		8	6	2
事務局		3	3		8	6	2
海部病院		4	4		4	4	
事務局		4	4		4	4	
(地独)鳴門病院		1	1		11	8	3
薬剤部					1	1	
事務局人事課					1	1	
事務局施設課		1	1				
事務局経理課					4	3	1
事務局用度課					2	2	
事務局医事課					3	1	2
徳島県医療政策課					1	1	
合計(※)		29	23	6	63	44	19
構成比		100%	79.3%	20.7%	100.0%	69.8%	30.2%

(参考)

平成28年5月13日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み7, 検討中10, 未措置0) 意見40(うち措置済み27, 検討中13, 未措置0)

平成27年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘17(うち措置済み6, 検討中11, 未措置0) 意見40(うち措置済み9, 検討中31, 未措置0)

措置状況一覧表

平成26年度監査テーマ：徳島県の病院事業の財務に関する事務の執行全般並びに地方独立行政法人徳島県鳴門病院の財務に関する事務の執行全般

I 病院局

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
10-16	1 医療器械購入契約	<p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。また、機種を特定した入札の実施もできるだけ避けるべきである。</p> <p>仮に、結果として入札者数が1者にとどまってしまった場合には、そのまま落札との扱いにするのではなく、県内企業優先発注の指針に従った入札条件が付されている場合にはそれを緩和して県外の業者も参加できるようにして再入札を実施するなど、競争性の確保を追求すべきである。</p> <p>さらに、入札予定価格の設定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。</p> <p>そして、病院局にて調達する医療器械については、再入札しても不調となった場合に、特段の理由なく直ちに随意契約するべきではなく、仕様内容等を修正した再度の入札を十分に検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度においても入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。</p> <p>あわせて、県内業者の条件付の入札において1者応札となった場合は、当該入札を中止した上で地域要件を外し再公告することを入札説明書に明記した。平成28年度に執行した県内業者優先発注の条件付入札においては、すべて複数者による競争となった。</p> <p>また、予定価格の設定については、執行したすべての入札において、他病院等への納入実績の調査を行い参考とした。</p> <p>今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。</p> <p style="text-align: right;">(病院局経営改革課)</p> <hr/> <p><参考：平成28年5月13日公表分></p> <p>入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降は競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。</p> <p>あわせて、県内業者の条件付の入札において1者応札となった場合は、当該入札を中止した上で地域要件を外し再公告するよう入札説明書に明記した。</p> <p>また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積りで予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考に行った。</p> <p>さらに、平成27年10月以降の医療器械等購入審議会の審議事項を修正し、再入札により不調となった場合は、まずは、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定に基づき、最安値を提示した業者と不調随契交渉を行うこととし、これが妥結に至らなかった場合は、仕様内容等を修正した上で、再公告を行うよう徹底した。</p>	<p>(その後の取組)</p> <hr/> <p>措置済み</p>

			(病院局経営企画課)	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。 また、予定価格設定や再入札の不調時については、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p>	検討中
			(病院局経営企画課)	
16-19	2 医薬品の購入	<p>医薬品購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直しや業者の取引実績の要件の緩和など、業者選定の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年度及び29年度分の医薬品購入に係る価格競争については、参加要件を県立病院等との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の公的病院への納入実績に緩和した。</p>	(その後の取組)
			(病院局経営改革課)	
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 医薬品購入に係る競争性を確保するため、平成28年3月から、参加要件を県立病院等との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の公的病院への納入実績に緩和した。</p>	措置済み
			(病院局経営企画課)	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。</p>	検討中
			(病院局経営企画課)	
	3 診療材料の購入			
20-22	① 病院局の診療材料購入に関する契約方法	<p>診療材料購入の状況が価格競争を経た契約であるとは言いがたいことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直しなど、入札者の要件について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年度及び29年度分の診療材料購入に係る価格競争については、価格競争を促すため、同種同効品も認めることなどにより、複数業者による参加物件数は大幅に増加した。</p>	(その後の取組)
			(病院局経営改革課)	
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月以降に実施する診療材料購入については、価格競争を促すため、同種同効品も認めることにより、参加業者を増やした。</p>	措置済み
			(病院局経営企画課)	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう業者選定要件等を再検討する。</p>	検討中
			(病院局経営企画課)	

22-23	② MRPベンチマークシステム	県立3病院において、MRPの積極的利用による有効活用ができないか真剣に検討すべきであり、費用対効果を検証して必要性も含めて見直しを図るべきである。(意見)	平成27年度及び28年度についても、ベンチマークシステムを活用した価格交渉を実施した結果、平成27年度には約3,200万円、平成28年度には約3,800万円の削減効果をもたらし、積極的に当該システムを有効活用した。 (病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<参考：平成27年9月30日公表分> 費用対効果については、平成26年度末の検証の結果、約1,500万円の削減効果を確認した。引き続き有効活用に努める。 (病院局経営企画課)	措置済み
23-24	③ 海部病院での医療用液化酸素購入	海部病院における医療用液化酸素購入については、できるだけ速やかに入札等競争原理の働く契約方法に移行すべきである。 また、必要な設備の設置の際には、事後に他の業者の参入を阻んでしまう結果にならないよう、慎重に検討すべきである。(意見)	海部病院における医療用液化酸素購入については、競争原理が働くよう新病院において必要な設備を病院が整備したことから、平成29年度分は複数業者による入札結果となった。 (病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<参考：平成27年9月30日公表分> 海部病院の移転改築時(平成29年予定)に入札に移行する。その際には、必要な設備を一業者が所有する形で設置することがないように留意する。 (病院局経営企画課)	措置済み
5 単価契約など				
30-32	① 健康診断について	健康診断の契約締結においては、競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を検討すべきである。また、健康診断の契約について、監査調書上の記載を統一すべきである。(意見)	平成27年度の調査結果をもとに、平成28年度についても、県内で実施可能であった団体と随意契約を行った。 (病院局総務課)	(その後の取組)
			<参考：平成27年9月30日公表分> 健康診断の契約締結に関し、検診車を保有する県内事業所3者について、見積もり依頼のため、検査項目、対応人数等について照会したところ、実施できる集団検診実施機関は、県内では1者のみであった。 健康診断についての契約は、委託契約として、監査調書に記載するよう、「平成27年度定期監査調書」から取扱いを統一した。 (病院局総務課)	措置済み
30-33	② ガソリンについて	ガソリン給油については、直ちに病院局自らが単価契約を締結すべきである。 ガソリン給油の契約締結においては、入札の実施を検討すべきである。(指摘)	平成28年度についても、病院局、中央病院、三好病院については2者、海部病院は3者による見積合わせにより納入業者を決定し、単価契約を締結した。 (病院局総務課)	(その後の取組)

			<p><参考：平成27年9月30日公表分> ガソリン給油について、平成27年度から、病院局(本局、各県立病院)自らが、庁舎からの距離、参加資格等条件を設定し、見積合わせにより納入業者を決定し、単価契約を締結し納入することとした。 病院局、中央病院、三好病院については2者、海部病院では、3者から見積もりをとった。 (病院局総務課)</p>	措置済み
--	--	--	--	------

II 中央病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
41-49	1 医療器械の購入	<p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。 また、入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度においても入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。 また、予定価格の設定においては、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考にを行った。 今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降、競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性の確保に努めた。 また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考にを行った。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。 予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。</p>	検討中

			(中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)	
49-51	2 修繕契約 (医療器械関係)	医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりすらとらない安易な一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)	平成28年度においても病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中
51-54	3 修繕契約 (医療器械以外)	新病棟建築後という事情がある場合であっても、修繕契約 (医療器械以外) の契約締結では、できるだけ競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。(意見)	平成28年度においても病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕 (舗装修繕、壁修理等) については、見積合わせを実施した。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)	検討中
55-57	4 試薬の購入	試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえ	平成28年3月以降、試薬の購入については、参加要件を	(その後の取組)

		ないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	<p>自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めている。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討をする。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	措置済み
		相見積もりを実施する際には予定価格を設定すべきである。(指摘)	<p>平成27年4月以降、随意契約についても、その都度予定価格を設定している。 (中央病院事務局)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 平成27年4月分から随意契約についても、その都度予定価格を設定するよう、改善を行った。 (中央病院事務局総務課)</p>	検討中
58-61	5 診療材料の購入	診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	<p>平成28年3月以降、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めている。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床300床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (中央病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>-----</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討をする。 (中央病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	措置済み
		相見積もりを実施する際には予定価格を設定すべきである。(指摘)	<p>平成27年4月以降、随意契約についても、その都度予定価格を設定している。</p>	検討中
		相見積もりを実施する際には予定価格を設定すべきである。(指摘)	<p>平成27年4月以降、随意契約についても、その都度予定価格を設定している。</p>	(その後の取組)

			(中央病院事務局)	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 平成27年4月分から随意契約についても、その都度予定価格を設定するよう、改善を行った。 (中央病院事務局総務課)</p>	措置済み
77-80	10 保留レセプトの取り扱い	保留レセプトの管理は医事・クラーク等業務の委託先に任せているが、県はその管理状況を適切に確認し必要な措置を講ずべきである。とりわけ保留のまま提出期限を経過したものの処理については極めて不適切であるため、早急に改善すべきである。(指摘)	<p>保留レセプトについては、委託業者に適正な事務処理を指導するため、毎月ヒアリングを実施し、レセプトの処理状況について把握するとともに、保留期限を経過したものがあれば、委託業者から病院に報告させ、確認している。 (中央病院事務局・病院局総務課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 保留レセプトの状況については、平成27年2月より、委託業者に毎月、ヒアリングを実施し、処理状況の把握に努め、適正な事務処理ができるよう業者に対し管理監督を行うこととした。 また、保留のまま提出期限を経過したものの処理については、委託業者において、その都度報告書を作成し、病院に提出するよう改善した。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	措置済み
80-84	11 返戻レセプトの取り扱い	返戻レセプトの管理は医事・クラーク等業務の委託先に任せているが、県はその管理状況を適切に確認し必要な措置を講ずべきである。とりわけ再請求期限を経過したものの処理については極めて不適切であるため、早急に改善すべきである。(指摘)	<p>返戻レセプトについては、委託業者に適正な事務処理を指導するため、毎月ヒアリングを実施し、レセプトの処理状況について把握するとともに、提出期限を経過したものがあれば、委託業者から病院に報告させ、確認している。 (中央病院事務局・病院局総務課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 返戻レセプトの管理については、平成27年2月より委託業者にヒアリングを実施し、処理状況の把握に努めるなど、適正な事務処理ができるよう業者に対し管理監督を行うとともに、返戻後、提出期限を経過したものの処理についても、委託業者から改めて病院に報告させるよう改善した。 (中央病院事務局医事課・病院局総務課)</p>	措置済み
84-86	12 未収金	医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。すでに定められた回収手順がある以上は、それにしたがった処理をするべきである。(指摘)	<p>徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、引き続き、医業未収金の管理業務を適正に行う。 また、平成29年度から弁護士法人に回収が困難である未収金回収業務を委託するなど、未収金の縮減を図る。 (中央病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分>	

			徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、引き続き、医業未収金の管理業務を適正に行う。 また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、法的措置による回収を進める。 (中央病院事務局医事課・病院局経営企画課)	検討中
86-93	13 治験収入	治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。 医師の待遇、負担感の問題は、別の場面で検討すべきである。(意見)	治験収入に基づく研究雑費の各科への配分については、これを廃止し、業務に必要なものは、通常の商品購入手続きにより購入している。 (中央病院事務局)	(その後の取組)
			<参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、治験収入の配分による研究雑費での支出(要綱)を廃止し、業務に必要なものは、通常の商品購入手続きに基づき購入した。 (中央病院事務局)	措置済み
			<参考：平成27年9月30日公表分> 治験収入の配分方法、取扱いについて、他県の事例を調査するなど、統一的かつ、透明性のある方法を検討する。 医師の待遇、負担感の問題は、治験収入とは切り離して検討する。 (中央病院事務局総務課)	検討中

Ⅲ 三好病院

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
99-105	1 医療器械の購入	医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。 また、入札予定価格の決定にあたって業者から見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるべきである。(意見)	平成28年度においても入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。 また、予定価格の設定においては、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考にを行った。 今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<参考：平成28年5月13日公表分> 入札者数が1者にとどまることが予想される入札(機種限	措置済み

			<p>定の入札)については、平成27年10月以降は競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。</p> <p>また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積りで予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考に行った。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。 予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
105-106	2 修繕契約 (医療器械関係)	<p>医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度においても病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕については、複数者からの見積合わせを実施した。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕(麻酔装置点検)については、複数者からの見積合わせを実施した。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
106-108	3 試薬の購入	<p>試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積も</p>	<p>平成28年3月以降、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めている。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	(その後の取組)

		りをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再検討をする。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	措置済み
109-111	4 診療材料の購入	<p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年3月以降、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めている。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床200床以上の県内の病院への納入実績に緩和するなど競争の確保に努めた。 (三好病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等の再検討をする。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
111-113	5 臨床検査業務の委託	<p>長年にわたって合理的な理由もなく一者随意契約を締結しているが、早急に入札等競争性を確保した業者選定方法を採用すべきである。 また、見積書を入手する際は十分な検討が可能となるよう時間的余裕を持って徴収依頼するようにすべきである。(指摘)</p>	<p>平成28年度の臨床検査業務委託については、複数者の参加ができるよう、条件付き一般競争入札を実施した。 「徳島県長期継続契約に関する条例」の一部が改正され、平成28年10月に施行された。これを受け、平成29年度は、一般競争入札による長期継続契約を締結した。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p><参考：平成27年9月30日公表分> 長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。 見積書の入手については、時間的余裕を持って十分な検討ができるよう、平成27年度契約分から見積徴収依頼を早めに行うように改善した。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	<p>措置済み</p> <p>検討中</p>
113-116	6 医事業務等の委	プロポーザルの実施に当たっては、十分な参加申込み	平成28年度に実施したプロポーザルについて、参加申込	措置済み

	託	<p>期間を設け、業者が応募しやすい環境を整えるべきである。(意見)</p>	<p>み期間を約3週間設ける等、十分な公告期間をとるように努めた。 (三好病院事務局)</p>	
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> プロポーザルの実施に当たり、十分な公告期間をとるよう努めていく。 (三好病院事務局総務課)</p>	検討中
		<p>医事業務等委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>「徳島県長期継続契約に関する条例」の一部が改正され、平成28年10月に施行された。これを受け、平成29年度の医事業務等委託については、プロポーザルによる長期継続契約を締結した。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。 (三好病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
120-122	9 未収金	<p>医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金については速やかに不納欠損処理をして管理の負担の軽減化を図るべきである。未収金の管理については、その手順を策定すべきである。(指摘)</p>	<p>徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、引き続き、医業未収金の管理業務を適正に行う。 また、平成29年度から弁護士法人に回収が困難である未収金回収業務を委託するなど、未収金の縮減を図る。 なお、不納欠損処理に関して、このような対応をしても回収可能性がない未収金については、要綱の規定に従い、適切に処理する。 (三好病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、今後、医業未収金の管理業務を適正に行う。 また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、引き続き法的措置による回収を図る。 不納欠損処分については、要綱に則り、適切な処理を行う。 (三好病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中
122-125	10 治験収入	<p>治験契約による収入を、収入額に応じて各科に配分する処理は適切でない。 治験収入は、監査調書に記載すべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度においても、業務に必要なものは、通常の商品購入手続きに基づき購入した。 治験収入について、「平成28年度定期監査調書」に記載した。 (三好病院事務局)</p>	(その後の取組)

		<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、治験収入の配分による研究雑費での支出を廃止し、業務に必要なものは、通常の物品購入手続きに基づき購入した。 治験収入については、「平成27年度定期監査調書」から記載済である。 (三好病院事務局)</p>	措置済み
		<p><参考：平成27年9月30日公表分> 治験収入の配分方法、取扱いについて、他県の事例を調査するなど、統一かつ、透明性のある方法を検討する。 治験収入については、「平成27年度定期監査調書」から記載することとした。 (三好病院事務局総務課)</p>	検討中

IV 海部病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
129-132	1 医療器械の購入	<p>医療器械購入契約において、入札者数が1者にとどまることが予想される場合には、入札条件を緩和して県外の業者も参加できるようにするなどし、実質的な競争性を確保するよう努力すべきである。 また、事後に予定価格決定の際に参考となる見積を依頼する場合には、後の入札手続で当事者となる可能性の高い県内業者に対する依頼は避けるなど、具体的な対応を検討すべきである。(意見)</p>	<p>平成28年度においても入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。 また、予定価格の設定においては、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考にを行った。 今後も、同様の契約では、より競争原理が働くこととなるよう対応していく。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 入札者数が1者にとどまることが予想される入札については、平成27年10月以降は競争性を確保するため、「県内企業優先発注等実施指針」にとらわれず、県外業者も参加できるように入札条件を緩和し、競争性が働くよう対応した。 また、予定価格の設定においては、意見の趣旨を踏まえ、県内業者自らの見積で予定価格が予測できないよう、複数業者からの見積徴収、他病院への納入実績情報の収集等、可能な限り複数の情報を参考にを行った。 (海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み

			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 入札条件の緩和等について再検討し、競争性を確保するよう努める。 予定価格設定に当たっては、他県の取引事例も考慮するなど意見の趣旨を踏まえた対応に努める。 (海部病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
132-133	2 修繕契約 (医療器械関係)	医療器械関係の修繕契約の締結においても、特段の理由がない限り競争入札若しくは見積合わせ随意契約の実施を心掛けるべきである。相見積もりをとらない一者随意契約の締結は避けるべきである。(意見)	平成28年度においても病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕について、複数者からの見積合わせを実施した。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成27年10月以降、病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや予定価格10万円未満の少額な修繕を除く、競争性が図れる修繕(超音波装置)について、複数者からの見積合わせを実施した。 (海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 病院業務の円滑な遂行を図るため、地方公営企業法施行令に規定された緊急の必要があるものや少額な修繕を除いては、一者随意契約の締結は避け、競争原理が働くよう見積合わせ等の実施を検討する。 (海部病院事務局総務課・病院局経営企画課)</p>	検討中
133-136	3 試薬の購入	試薬購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。 例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)	平成28年3月以降、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院との納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めている。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)	(その後の取組)
			<p><参考：平成28年5月13日公表分> 平成28年3月から、試薬の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院との納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。 (海部病院事務局・病院局経営企画課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再</p>	検討中

			検討する。 (海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)	
136-138	4 診療材料の購入	<p>診療材料購入の実情が価格競争を経た契約とはとてもいえないこと、その実情が決してやむを得ない状況ではないことを認識し、この状況を打開するための具体的な検討、対応をする必要がある。</p> <p>例えば、県内企業優先発注の見直し、その他相見積もりをする際の条件や運用について再検討をすることが考えられる。(意見)</p>	<p>平成28年3月以降、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院への納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めている。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>＜参考：平成28年5月13日公表分＞ 平成28年3月から、診療材料の購入については、参加要件を自院との取引実績に限らず、一般病床100床以上の県内の病院への納入実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。 (海部病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>＜参考：平成27年9月30日公表分＞ 競争原理の働くよう取引要件の緩和や業者選定要件等を再検討する。 (海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>
138-142	5 検体検査業務の委託	<p>指名競争入札において、入札者が少ない、あるいは1者しか入札がない事案については、その原因をきちんと検討し、例えば指名業者数を増やすなどして競争が確保されるようにするべきである。</p> <p>入札における予定価格は、客観的合理性をもって算出するべきであり、その積算資料はきちんと保管するべきである。(指摘)</p>	<p>平成29年3月から、認定資格要件の一部と「県内に本社又は事業所を有すること。」という要件を撤廃した一般競争入札を実施し、複数者が参入しやすいよう、競争原理の確保に努めた。今後も、より競争原理が働くこととなる方式を実施していく。</p> <p>また、予定価格の算定は、可能な限り複数の情報を参考に客観的合理性をもった算定方法によることとし、契約関係書類と共に積算資料を保管することとした。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)</p> <p>＜参考：平成28年5月13日公表分＞ 平成28年3月から、複数者の参加ができるよう、従来の指名競争入札から一般競争入札とすることとし、参加要件を県内の一般病床100床以上の病院への受託実績のある業者から選定するよう緩和するなど競争の確保に努めた。</p> <p>また、予定価格の算定は、可能な限り複数の情報を参考に客観的合理性をもった算定方法によることとし、契約関係書類と共に積算資料の保管することとした。 (海部病院事務局・病院局経営企画課)</p> <p>＜参考：平成27年9月30日公表分＞ 入札が1者にどどまった原因を調査、検討し、競争原理が働くように努める。</p>	<p>(その後の取組)</p> <p>措置済み</p> <p>検討中</p>

			<p>予定価格算定に当たっては、他病院等の事例を参考にしながら方法を検討するとともに、その積算根拠を保管しておく。 (海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	
142-146	6 医事業務の委託	<p>プロポーザルの実施にあたっては、必要以上に参加資格を制限するのではなく、また日程に余裕を持たせるなどして、多数の業者が応募できる環境を整えるべきである。</p> <p>医事業務委託契約について、一者随意契約を繰り返す現状は是非とも改めるべきである。仮に複数年契約が必要であるのであれば、条例を改正し、あるいは議会の決議を経た上で、締結すべきであって、運用による条例や手続の潜脱は許されない。(指摘)</p>	<p>平成29年度からの契約に際してのプロポーザルの実施にあたっては、参加要件を従来の「県内に営業拠点があり、県内の自治体病院において医事業務の受託実績があること。」から、「県内の病院において医事業務の受託実績があること。」まで拡大し、県外業者も参加できるよう条件を緩和して、競争性が働くよう対応するとともに、募集期間を従来の1ヶ月から2ヶ月に拡大し、多数の業者が応募できる環境を整えた。</p> <p>また、「徳島県長期継続契約に関する条例」の一部が改正され、平成28年10月に施行された。これを受け平成29年度からの契約については、プロポーザルによる長期継続契約を締結した。</p> <p>(海部病院事務局・病院局経営改革課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> プロポーザルの公告期間については、十分な申込期間をとるよう改善等について検討する。</p> <p>複数年契約については、長期継続契約に関する条例の改正等について、関係部局と協議を進める。 (海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中
146-150	7 物品供給管理・警備業務の委託	<p>入札において、1者しか入札がない事案については、その原因やその後の対応をきちんと検討するべきである。</p> <p>入札における予定価格は、客観的合理性をもって算出するべきであり、従前の契約金額を超える予定価格の設定には慎重であるべきである。(指摘)</p>	<p>平成29年度の物品供給管理業務委託については、病院局において、県立3病院を一括したプロポーザルを実施した結果、3者の参加を得ることができた。警備業務委託については、平成29年度の新病院移転に伴い、仕様内容を大幅に見直しプロポーザルを実施した結果、2者の参加を得ることができた。</p> <p>警備業務委託における入札の予定価格については、過去の契約金額や建築保全業務労務単価などを参考に客観的合理性をもって算出した。</p> <p>(海部病院事務局)</p>	措置済み
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 入札が1者にどどまった原因を調査、検討し、競争原理が働くように努める。また、予定価格の算定にあたっては他事例を参考にしながら、方法を検討する。 (海部病院事務局総務課・医事課)</p>	検討中
150-152	8 未収金	<p>医業未収金の管理をもっと厳格にすべきである。</p> <p>回収すべきは手順を踏んで回収を試みるべきであり、回収可能性がない未収金については、速やかに不納欠損</p>	<p>徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、引き続き、医業未収金の管理業務を適正に行う。</p> <p>また、平成29年度から弁護士法人に回収が困難である未</p>	措置済み

	処理をして管理の負担の軽減化を図るべきである。(指摘)	<p>収金回収業務を委託するなど、未収金の縮減を図る。 なお、不納欠損処理に関して、このような対応をしても回収可能性がない未収金については、要綱の規定に従い、適切に処理する。 (海部病院事務局・病院局経営改革課)</p>	
		<p><参考：平成27年9月30日公表分> 徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱の規定を遵守し、今後、医業未収金の管理業務を適正に行う。 また、滞納未収金徴収に係る法的措置検討要領に基づき、引き続き法的措置による回収を図る。 不納欠損処分については、要綱に則り、適切な処理を行う。 (海部病院事務局医事課・病院局経営企画課)</p>	検討中

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
163-165	6 借入金	借入金を3月31日に返済しているが、返済することにより職員退職金資金の原資に不足が生じている。退職金資金の原資を保持すべきというのであれば3月31日においても資金の手当てが必要である。一方必ずしも退職金資金の原資を保持する必要がないというのであれば借入自体の必要性に疑問が生じる。いずれにしても、今後は借入額を逡減させるなどの対応が必要である。(意見)	<p>平成28年度は平成27年度と同額の借入額であったが、平成29年3月に第2期中期計画を策定したところであり、今後も引き続き病院運営の改善及び効率化に向けて取り組み、借入額を逡減できるよう努めていく。 (地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局経理課，徳島県医療政策課)</p>	(その後の取組)
			<p><参考：平成27年9月30日公表分> 病院運営に必要な資金を県から借り入れる必要があるが、意見を受け、平成27年度は借入額を減額した。 (地方独立行政法人徳島県鳴門病院事務局経理課，徳島県医療政策課)</p>	措置済み